

**若葉3丁目緑地を活用した  
認可保育所整備・運営事業者  
募集要項**

＜令和10年4月1日開園＞

令和8年3月  
千葉市こども未来局  
幼児教育・保育部幼保支援課

# 目次

はじめに .....	2
1 募集の概要について .....	2
(1) 募集目的.....	2
(2) 整備地概要 .....	2
(3) 位置図 .....	3
(4) 定員 .....	3
(5) 開園時期.....	3
(6) スケジュール .....	3
2 応募資格 .....	4
3 土地・建物等の条件 .....	5
(1) 保育所用地.....	5
(2) 建物 .....	5
(3) 公園の占用について .....	5
(4) 景観について .....	5
(5) 屋外広告物について .....	6
(6) マンション住民への配慮について.....	6
4 施設整備について .....	6
(1) 施設設備の基準.....	7
(2) 屋外遊戯場 .....	7
(3) 遊戯室 .....	7
(4) 調理室 .....	7
(5) 送迎車用駐車場及び駐輪場.....	7
(6) その他 .....	7
5 認可保育所の運営について.....	8
(1) 保育内容.....	8
(2) 開園時間.....	8
(3) 休園日 .....	8
(4) 給食 .....	8
(5) 経理.....	9
(6) 通常保育以外の保育サービス .....	9
(7) 苦情処理.....	10
(8) 個人情報の保護について .....	10
(9) その他の注意事項 .....	10
6 職員配置について .....	10
7 申請手続きについて .....	10
(1) 申請手続.....	10
(2) 事前相談・質問等 .....	11
(3) ヒアリング等について.....	11
(4) その他 .....	11
8 施設整備・運営の補助について.....	12
(1) 保育所施設整備の補助制度.....	12
(2) 運営に関する補助制度等 .....	12

9 選考について .....	13
(1) 選考基準 .....	13
(2) 選考方法について .....	13
10 その他 .....	13

## はじめに

今回の募集は、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、令和10年4月1日開園に向けた、認可保育所及び整備補助金交付の審査に係る申請について受け付けるものです。

認可保育所の審査を希望する法人は、本要項、添付資料及び、児童福祉法、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）、千葉県私立保育所設置認可要綱（以下「認可要綱」という。）等の関係法令・規程を熟読のうえ、申請書をご提出ください。

## 1 募集の概要について

### (1) 募集目的

幕張新都心若葉住宅地区（幕張ベイパーク）のマンション建設に伴い、同地区の要保育児童数が引き続き増加することが見込まれるため、本市が所有する「若葉3丁目緑地」の一部を占用し、令和10年4月の開園に向けた認可保育所を整備する。

なお、当該認可保育所は、幕張ベイパーク居住者における優先的な利用調整の対象（優先入所）となる保育施設とする。

### (2) 整備地概要

項目	内容
所在地	千葉県美浜区若葉3丁目107番5
敷地面積	2,774㎡（登記簿上の面積） ※上記面積には、一部歩道状空地となっている箇所の面積を含んでおります。歩道状空地を除くと約2,400㎡であるため、保育所の敷地として占用できる面積の上限は、2,400㎡とし、占用面積は事業者が測量の上、任意で設定してください。

※用地の詳細は別添1参照。

### (3) 位置図



### (4) 定員

- ア 就学前児童（0歳から5歳児）を対象とし、101人以上130人以下の任意の定員数で設定すること。
- イ 定員の4割以上5割以下を3歳未満児とすること。
- ※ 周辺地域の入所待ち児童の状況等により定員の調整を行っていただくことがあります。
- ※ 設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。
- ※ 施設に余裕がある場合、定員の弾力化により定員を超える受入れを行っていただくことがあります。
- ※ 年齢別の認可定員を超えて、3歳未満児の受入を依頼した場合は、出来る限り協力をお願いいたします。

### (5) 開園時期

令和10年4月1日（厳守）

### (6) スケジュール

No	項目	時期
1	募集開始	令和8年3月13日（金）
2	意向確認	令和8年3月13日（金）から4月24日（金）まで
3	事前相談①	令和8年4月27日（月）から6月5日（金）まで
4	事前相談②	令和8年6月8日（月）から6月29日（月）まで
5	申請書提出	令和8年6月30日（火）から7月6日（月）まで
6	ヒアリング等	令和8年7月下旬から8月予定（2回実施）
7	審査結果通知	令和8年8月下旬予定
8	関係課協議	令和8年9月以降（審査結果通知以降速やかに）
9	施設整備	交付金内示日（令和9年4月頃）から令和10年2月末まで
10	市の完了検査	令和10年3月上旬

11	設置認可	令和10年3月下旬
12	開園	令和10年4月1日 <u>(厳守)</u>

※ 都合により、上記日程は変更となる場合があります。

## 2 応募資格

以下の要件を満たすこと。

- ア **社会福祉法人又は学校法人**として申請時に既に認可されていること。
- イ 申請者及び法人代表者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。
- ウ 令和7年4月1日時点で、認可保育所、幼稚園又は認定こども園（地方裁量型は除く）を2年以上継続して運営していること。（運営開始後に社会福祉法人等の認可を受けた場合は、当該法人認可前の実績も含む。）
- エ 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取り消しがなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題が無いこと。（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業も含む。）
- オ 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- カ 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- キ 千葉市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- ク 本要項に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係規定及び千葉市の指導を遵守できること。
- ケ 施設運営所要額及び施設整備所要額を自己資金、贈与金等市の指定する財源で保有していること。ただし、施設整備所要額については、借入金にすることもできることとする。
- コ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
  - （ア）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - （イ）申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - （ウ）民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - （エ）千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限又は規制に違反している者
  - （オ）法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税、その他千葉市税及び社会保険料、労働保険料等を滞納している者
  - （カ）本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
  - （キ）千葉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- サ 過去5年間、育施設・事業所の整備において、整備の遅延や開園前の施設長・管理者予定者の交代等により、予定日までに開園できない又は開園が危ぶまれた者でないこと。

### 3 土地・建物等の条件

#### (1) 保育所用地

都市公園法に基づき、若葉3丁目緑地の一部を占用許可(都市公園法第7条第2項)するため、整備・運営法人は、都市公園法及び都市公園法施行令並びに千葉市都市公園条例及び千葉市都市公園条例施行規則を遵守すること。

なお、保育所用地は整備に際し、開発行為が必要となります。

#### (2) 建物

整備・運営法人が上記(1)の保育所用地に園舎を新設し所有することとし、平屋又は2階建てとして地階は設けないこと。

#### (3) 公園の占用について

ア 事前相談①期間に、整備計画について都市局公園緑地部公園管理課と事前協議を行うこと。(事前協議を行う際は、事前に電話で予約すること)

連絡先：043-245-5779(公園管理課施設班)

イ 整備にあたっては公園管理者と必要な協議、調整を行うこと。

ウ 整備の計画の際には、都市公園の機能の増進(都市公園の機能の増進については、「国土交通省のパフレット」(別添11のURLを参照))が図られるような提案を行うこと。なお、都市公園の機能の増進は、以下に記載の2つを必須とし、それ以外に2つ以上(合計4つ以上)実施すること。なお、都市公園の機能の増進は、その内容に応じて、選考上の加点の対象とします。

<必須機能>

機能	内容(例)
保育相談	子どもの発達や行動に関する相談 健康や安全、栄養に関する相談 保護者自身の悩みや不安に関する相談 家庭と保育園等との連携に関する相談 等
園庭開放	保育園の園庭を、小学校入学前の乳幼児及びその保護者を対象に開放する。開放は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く全日を基本とし、園の行事等のスケジュールに応じて調整する。

※上記表のうち、内容欄は参考としてください。

エ 占用許可は、第三者に譲渡しないこと。占用許可を受けた計画地は、保育所運営以外の目的に使用しないこと。

オ 工事に際しては、マンション住民や緑地利用者への安全対策を十分考慮すること。

カ 新設保育園の運営においては、緑地の保全及び緑地利用者へに著しい支障を及ぼさないよう配慮すること。

#### (4) 景観について

ア 若葉3丁目緑地は、千葉市景観計画において「景観形成推進地区」に指定されているため、敷地の利用や建物のデザイン等は、幕張新都心若葉住宅地区景観形成基準に定める事項を遵守し、千葉市へ事前協議を行うこと。(別添11のURLを参照)

イ 適切な時期までに景観法に基づく行為の届出を行うこと。

ウ 上記のほか、景観に関する事項は、都市計画課都市デザイン室のホームページを参照すること。

<ホームページURL>

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/keikan/index.html>

#### (5) 屋外広告物について

若葉3丁目緑地は、千葉市景観計画において「景観形成推進地区」に指定されているため、屋外広告物及び屋外を対象とする広告物を掲出する場合は、幕張新都心若葉住宅地区景観形成基準に定める事項を遵守し、千葉市へ事前協議を行うこと。(別添11のURLを参照)

#### (6) マンション住民への配慮について

ア 整備用地は、マンション(スカイグランドタワー)に近接しているため、基本設計や実施設計の際は、可能な限りマンション住民へ配慮を行うこと。

イ 施設の整備・運営時における騒音・におい・交通等のトラブルに対して、どのように配慮するか、事前相談①期間に申請書様式第19号⑫を提出すること。なお、大阪府が作成した「子ども施設と地域との共生に向けて一子ども施設環境配慮手引書」を必要に応じて参照されたい。(別添11のURLを参照)

ウ 保育所の整備及び運営を円滑に進めるためには、地元住民等の理解と協力が必要となるため、誠意をもって対応し、信頼関係を築いていくよう努めること。なお、整備事業予定者として決定した後、整備計画の詳細や工事の工程等、マンション住民に対して適宜説明会を実施すること。(必要に応じて市も同席いたします。)

※ 市は公募前にマンション住民に対して説明会を実施しております。その際に出た意見・要望等を意向確認時にお伝えしますので、基本設計や実施設計の際に反映するよう努めてください。

#### 【整備用地詳細図】



## 4 施設整備について

別添2の基準を満たすとともに、次の事項についても厳守すること。なお、保育室等を2階に設置する場合は、別添3の基準も満たすこと。  
とりわけ、次の要件に合致すること。

## (1) 施設設備の基準

- ア 室内空気中の市の指定する項目の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成14年2月7日医薬発第0207002号）未満であること。（検体数は問わないが、対象にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンを含む調査とすること。）
- ※ 整備・運営法人として決定され、保育所整備を行った後の設置認可申請時（令和10年3月予定）に内容を証明する書類を提出して頂きます。
- イ 工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、千葉市の契約規則等を踏まえ、市の指定する方法によること。
- ・ 原則として、入札に参加できる者は、千葉市入札参加資格者名簿に登載されている市内業者及び準市内業者とする。
  - ・ 入札は、申請者及び申請者と資本若しくは人事面において関連があるものは参加できないものとする。また、第一回目の入札は、前者に加え、本工事に係る設計業務等の受託者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものも参加できないものとする。
- ウ 工事請負・備品購入等の入札等は、補助金交付決定後、千葉市の指導のもと、行うこと。
- エ 条例、児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、保育室等を2階に設置する場合の要件については十分留意すること。
- オ 本計画に必要な消防設備について、千葉市所轄消防署と協議を行うこと。
- カ 千葉市所轄消防署に対して必要な届出を行うこと。
- キ 調理室を計画するにあたり、厨房の衛生管理方法に関して、千葉市保健所の指導を受けること。
- ク 敷地境界や施設出入口には、不審者の侵入防止等のための措置を講じること。

## (2) 屋外遊戯場

児童の活動に支障のない十分な広さの専用の屋外遊戯場を設け、砂場及び園庭遊具を設置すること。

## (3) 遊戯室

保育室と別に遊戯室を設けることとし、児童の活動に支障のない十分な広さと設備を確保すること。

## (4) 調理室

- ア 調理室の設置については、安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
- イ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）を参考にすること、検食を保存すること等、千葉市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容に基づき調理を行うこと。
- ウ 調理室で調理を行うこと（調理業務を第三者に委託する場合を含む）。

## (5) 送迎車用駐車場及び駐輪場

- ア 駐車場及び駐輪場は、近隣の状況を考慮して必要な台数のスペースを確保することとし、安全な進入路の確保に努めること。また路上駐車・路上駐輪の対策を講じること。
- イ 駐車場の整備に伴い、歩道の切下げを行う場合は、「歩行空間整備マニュアル」に従い行うこと。（別添11のURLを参照）また、事業者決定後、中央・美浜土木事務所に対して速やかに協議を行うこと。

## (6) その他

- ア 地元町内会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境

面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、整備・運営法人の責任において、誠意を持って対応すること。

イ 以下の整備内容を取り入れること。

- ・各保育室内に手洗いを設置すること。
- ・大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのもの）を設けること。
- ・調乳及び沐浴の設備を、それぞれ保育室と別の区画に設けること。
- ・事務室内に医務スペースを併設する場合は、ロールカーテンで仕切るなど、衛生面や子どもの静養環境などに配慮すること。
- ・保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
- ・各保育室に2か所以上の出入り口を設けた上で、保育室から建物の外までの経路が重複しないように2方向の避難経路を確保すること。
- ・児童、保護者及び職員の動線に配慮した設計とすること。
- ・児童の年齢及び人数について、弾力的な受入れが可能な仕様とすること。その他、指詰め防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策などのほか保育所保育指針に則った保育を実施できる環境を整備すること。

ウ 令和10年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、令和10年2月末日までに園舎を完成させ、同年3月上旬までに市の完了検査を受けること。また、建設工事の進捗状況については近隣住民等に周知するとともに、定期的に市に報告を行うこと。

なお、運営開始前には安全確認を十分に行うこと。

## 5 認可保育所の運営について

### (1) 保育内容

ア 保育内容については、保育所保育指針を遵守し、全体的な計画及びこれに基づく各年齢の指導計画を作成、実施すること。

イ 施設長予定者が、保育所保育指針の内容について熟知していること。なお、上記指針が、平成30年度から適用されていることを十分に理解し、実践できること。

### (2) 開園時間

開園時間は、保育標準時間の11時間と、それ以降に2時間以上の延長保育を実施し、13時間以上とすること。

なお、本市の公立保育所・民間保育園は以下の時間を基本としています。

保育標準時間（月～土）	7：00～18：00
保育短時間（月～土）	9：00～17：00
延長保育時間（保育標準時間：月～金）	18：00～20：00
延長保育時間（保育短時間：月～金）	7：00～9：00
	17：00～20：00

### (3) 休園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日)を休園日とする。ただし当該日を開園日とし、休日保育(休日保育加算の枠組みで実施するものに限る。)を実施することも構わない。

### (4) 給食

月～金曜日は給食(離乳食については土曜日も給食を行う)とし、保育所内で当日

調理すること。

なお、以下の点に留意すること。

- ・ 3歳未満児の給食費は委託費に含まれるため、利用者から給食費を徴収しないこと。
- ・ ミルク代は委託費に含まれるため、利用者からミルク代を徴収したり、ミルクの持参を求めたりしないこと。
- ・ 基準条例に基づき3歳以上児の給食の外部搬入を行う場合は、事前に千葉市と協議すること。
- ・ 保育所内で調理業務を委託する場合は、受託先が営業許可を取得する必要があるため、保健所食品安全課にも相談すること。また、1回の提供食が20食程度以上の給食施設については、HACCPに基づく衛生管理の実施、食品衛生責任者の選任、及び営業の届出を要するため、保健所食品安全課にも相談すること。

#### (5) 経理

ア 当該保育所専用の独立した口座を設け、資金収支計算書及び資金収支内訳表等を作成すること。また、経費には使途制限があるため留意すること。その他の経理・会計に関する事項は、別添4を参照すること。

イ 月次、年次の決算処理や日々の現金の出納管理など、適正な経理処理を行うこと。

#### (6) 通常保育以外の保育サービス

次の事業は、「子ども・子育て支援新制度」において地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており（以下4を除く）、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、実施するものです。事業実施を希望する場合は、事前に千葉市と協議が必要となります。なお、以下の2～4の事業を実施する事業者を選考上加点（特にNo.3の乳児等通園支援事業は重点的に加点）することとします。

※延長保育事業は必須事業です。

No	事業	内容
1	延長保育事業 (必須事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において保育を実施する事業
2	一時預かり事業	通常保育とは別に確保したスペースにおいて、家庭において保育することが一時的(月数回)又は断続的(週に2～3日)に困難となった乳幼児に対し、必要な保育を行う事業。以下の(ア)～(ウ)に分かれる。 (ア) 余裕活用型 利用定員の範囲内で、不定期利用児童の受け入れを行うものをいう。 (イ) 一般型 余裕活用型以外のもの(一時預かり用の定員を定めるもの)をいう。 (ウ) 基幹型 一般型のうち、土曜日・日曜・祝祭日(1月1日～3日を除く)にも一日あたり9時間以上児童の受け入れを行うものをいう。 ※(ア)～(ウ)のいずれも、利用児童に応じて面積や人員等の基準を満たす必要がある。 ※3歳以上児の一時預かりを実施する場合は、3歳未満児のスペースと区画する等工夫を要する。
3	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満の子どもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う事業。

4	休日保育	保育所に入所しており、休日に保育を必要とする乳幼児を、休日に預かり、必要な保育を行う事業。(※保育所の事業として実施。公定価格上の加算に加え、 <u>市単独の上乗せ補助を行っています。</u> ) ※施設に空きがある場合であっても、市が入所決定をした児童以外に、イ以外の私的契約による児童の預かりは認められません。
---	------	--

#### (7) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置等）。

#### (8) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

#### (9) その他の注意事項

ア 保護者会の設置を妨げないこと。

イ 保護者が了承した実費徴収以外の費用負担を求めないこと。実費徴収を検討している場合は、あらかじめ具体的な内容について市に相談すること。

※ なお、本市では認可保育所における上乗せ徴収を認めておりません。

ウ 千葉市からの委託事業であることに鑑み、本募集要項に記載した内容以外についても随時指示・指導することがあるので、適切に対応すること。（事業者として決定されたあとに、その旨の誓約書を提出していただきます。）

## 6 職員配置について

職員配置の基準については、別添5を満たすこと。なお、施設長は専従とすること（非常勤勤務や他施設との兼務は不可。事業者として決定された後に、その旨の誓約書を提出していただきます）。

また、施設長等については、以下の要件をいずれも満たすことが望ましい。（必須ではありません）

- ・施設長は、保育所、幼稚園、認定こども園（いずれも認可施設に限る）における10年以上の勤務経験を有すること。
- ・施設長又は主任保育士は、認可保育所において、3歳未満児の担任経験を含み、10年以上の勤務経験を有すること。

なお、安定的な施設運営を図るため、法人都合により短期間で施設長又は保育業務従事者を変更しないこと。特に、施設長は、開園から3年間は、法人都合により変更しないこと。同様の理由により、認可事業としての開始から3年を経過していない市内施設・事業所から、施設長・管理者を異動させ、本件申請に係る施設長予定者とすることは、原則不可。

## 7 申請手続きについて

#### (1) 申請手続

ア 提出場所

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟8階

千葉市子ども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課

イ 提出期間

令和8年6月30日（火）から7月6日（月）まで（締切厳守）

ウ 申請書類等

別添6参照

エ 提出方法

電話予約（043-245-5977）のうえ、上記提出先に持参（郵送・FAX・メール等による提出は不可）してください。なお、遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

（土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時まで受付）。

## （2）事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受付を行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早めにご相談ください（要電話予約）。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合は、原則として申請を受け付けませんので、ご了承願います。また、意向確認にお越しの際は、事前に整備候補地を見学したうへでお越しくください。

（ア）意向確認：対面で意向の確認をさせていただきます。

（提出物は特にございません。）

期間：令和8年3月13日（金）から4月24日（金）まで

（イ）事前相談①：建物の概要がわかる図面等及び申請書様式第19号⑪及び⑫をご持参ください。

期間：令和8年4月27日（月）から6月5日（金）まで

（ウ）事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認。

期間：令和8年6月8日（月）から6月29日（月）まで

※ 記入誤り等により、申請書の修正が必要な場合、事前相談②の期間中に修正を行っていただきます。修正期間確保のため、遅くとも6月5日（金）までには一度申請書一式をご提出いただくようお願いいたします。

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

イ 質問

質問については、質問票（別添9）を使用し、意向確認期限の1週間前までに提出してください。回答については、取りまとめの上、幼保支援課ホームページで公表します（質問者の氏名等の公表は行いません）。

## （3）ヒアリング等について

提案書に沿い、幼保支援課等所管課によるヒアリングを行った後、社会福祉事業従事者や学識者等で構成する、社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会（以下「設置認可部会」）において審議を行います。ヒアリング及び設置認可部会の日時はそれぞれ指定させていただきますのでご了承願います。実施にあたっては、施設長予定者及び法人代表者が原則として出席してください。

なお、施設長予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長を変更することは原則認められません。やむを得ず施設長を変更する場合は、再度ヒアリングを行います。

※事業予定者として決定後に変更する場合は、その結果によって決定を取り消すことがあります。

## （4）その他

ア 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

イ 現在運営している施設等の現地確認を行う場合があります。

ウ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

- エ 審査結果等の問合せはご遠慮ください。
- オ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）に基づき、千葉市として客観的に判断し決定します。
- カ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。
- キ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
- (ア) 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合
  - (イ) 申請書等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
  - (ウ) 申請書等に虚偽の記載があった場合
  - (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (オ) その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ク 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。
- ケ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問合せを行うことがあります。
- コ 審査結果通知により整備事業予定者として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び基準条例等の関係規定に基づいた保育所整備を行えなかった場合、整備事業予定者としての地位を取り消す場合があります。
- サ 保育所整備を行うにあたり、千葉市保健所（調理室関係）及び千葉市消防局（防火設備関係）との相談をしてください。

嘱託医との契約や、民生委員に対する依頼にあたっては、長きにわたって密接な連携を図っていくことが不可欠ですので、依頼等に先立ち、事業者の概要や整備計画の概要、保育方針について説明するなど、丁寧に対応し、信頼関係を築いていくよう努めてください。

整備事業予定者として決定された後、以下に該当する場合には決定を取り消すことや開園の延期、入所児童数の制限などを行うことがあります。

- 当初計画の概略配置図・平面図や資金計画、提案内容等に大きな変更があった場合
- 施設長予定者を変更した場合
- 施設整備や職員確保の進捗状況により、開園及び入所児童の受け入れに支障をきたす恐れがある場合
  - （例）建築確認申請や用途変更、遵法性調査など建築法令上の手続が遅延している場合
  - （例）整備施工業者の決定が、当初計画より大幅に遅延している場合
  - （例）保育士が確保されていない場合

## 8 施設整備・運営の補助について

整備・運営法人は、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により、施設整備事業を実施すること。なお、資金計画は、国庫補助制度の改正や建築単価の高騰等に対応できるような柔軟性を持たせること。

### （１）保育所施設整備の補助制度

別添7のとおり。なお、補助内容の変更や補助金が減額となる可能性があることにご留意ください。

### （２）運営に関する補助制度等

別添8のとおり。なお、補助内容の変更や補助金が減額となる可能性があることにご留意ください。

## 9 選考について

### (1) 選考基準

「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準に基づき審査をします。

#### 【基本項目】

審査基準	
運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること
	職員の労働条件・給与に対する考え方が適切であること
運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	8時間以上の保育時間を確保していること
	保育の内容について、保育所保育指針に従うこと
	保護者と密接な連絡を取ること
	施設内で調理を実施すること
	個人情報の保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
施設・設備の適切性	児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
	保健衛生及び危害防止が考慮されていること
提案内容の実現性	提案内容の実現性が高いこと

#### 【加点項目】

その他必要と認める事項	運営の質
	施設的环境
	都市公園の機能の増進が図られるような提案となっているか。

### (2) 選考方法について

千葉市は、認可保育所整備事業者について、設置認可部会にて審議した後、整備事業予定者を決定します。設置認可部会において「不適」と判断された場合には、整備予定事業者として決定しない場合があります。

また、本募集に対して複数の事業者から申請があった際には、設置認可部会において順位付けを行い、最も順位が高い事業者を整備予定事業者として決定します。

## 10 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、千葉市と協議し定めることとします。
- (3) 保育所の開園後も、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- (4) 本市では、認可事業を運営する事業者（予定者を含む）に対し、認可事業の実施に当たっての注意点等について、開園前及び開園後に研修を実施しますので、必ずご参加

ください。

- (5) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。
- (6) 本要項に記載の関係法令・資料のURLをまとめておりますので、別添11をご参照ください。

### 問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟8階  
千葉市こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課

電話：043-245-5977 FAX：043-245-5629

Eメール [seidosuishin@city.chiba.lg.jp](mailto:seidosuishin@city.chiba.lg.jp)

ホームページ 「千葉市」「保育所」「整備」で検索

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoiku/shien/hoikushoseibi.html>